

利 用 に 当 た っ て

I 「経済センサス-活動調査」について

1 調査の目的

「経済センサス-活動調査」（以下、「活動調査」という。）は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3 調査日

平成28年6月1日

4 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業を対象とする。

- ① 大分類A-「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N-「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792-「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R-「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96-「外国公務」に属する事業所

II 「山口県の工業」について

1 集計の内容

(1) 本書は、総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」（以下、「28年活動調査」という。）の製造業確報結果の調査票情報を山口県が独自集計したものである。

(2) 本書は、製造業について「工業統計調査」（以下「工業統計」という。）との時系列比較を可能とするために、活動調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、活動調査の調査結果のうち、「産業横断的集計」である「平成28年経済センサス-活動調査 山口県の概要」とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。

また、28年活動調査の「個人経営調査票」で把握した事業所については、以下に掲げる項目以外は集計から除いている。

- ① 各表の事業所数及び従業者数
 - ② 統計表8 品目別統計表の製造品出荷額及び加工賃収入額 ※ただし最大3品目まで
- (3) 「平成23年」及び「平成27年」は活動調査、その他の年次は工業統計の数値である。

また、調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額などの経理事項は、1年間の数値

であり、事業所数、従業者数などの経理事項以外の事項については、「平成23年」は平成24年2月1日現在、「平成27年」は平成28年6月1日現在、他の年次は工業統計の調査年の12月31日現在の数値である。

なお、活動調査による数値は、経理事項と経理事項以外の事項で年次の表示が異なるため、経理事項の年次に統一している。

- (4) 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計を行っているため、「平成28年経済センサス-活動調査（確報）産業横断的集計結果の概要（山口県）」とは異なっている。
- (5) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計している。

2 主な項目の説明

(1) 事業所数

事業所数は、平成28年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

従業者数は、平成28年6月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は含めない。

従業者は、「個人事業主及び無給家族従業者」と「常用労働者」に分けられる。

① 個人事業主及び無給家族従業者

実際に事業所を経営している個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

② 常用労働者

常用労働者は、「有給役員」、「常用雇用者」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 有給役員

法人の取締役、理事（常勤、非常勤は問わない。）などで役員報酬を得ている者をいう。

イ 常用雇用者

次の(ア)、(イ)に該当するものをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」に分けられる。

(ア) 事業所に常時雇用されている者

(イ) 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

なお、平成26年以前の数値には「日々又は1か月以内の期間を限って雇われた者のうち、調査月とその前月（平成23年の数値については平成23年12月と24年1月）にそれぞれ18日以上雇われた者」も含まれる。

ウ 出向・派遣受入者……「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）における派遣労働者の受入者、在籍出

向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。

※ 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者をいう。

(3) 常用労働者年間月平均数（従業者30人以上の事業所）

平成27年毎月末日現在の月別常用労働者数を平均したものをいう。

(4) 現金給与総額

1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

(5) 原材料使用額等

1年間における次の①～⑥の合計をいう。

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

⑤ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

⑥ 転売した商品の仕入額

1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(6) 製造品出荷額等

1年間における次の①～③及びくず・廃物の出荷額の合計をいう。

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造されたものを含む。）を、当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。

また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、当年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額

他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製

品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額

上記①、②及びくず・廃物の出荷額以外の収入額をいう。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料費の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(8) 有形固定資産（従業者30人以上の事業所）

1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等の区分

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶及び車両等（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

② 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

(9) リース契約による契約額及び支払額（従業者30人以上の事業所）

リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約できないものをいう。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

① リース契約額

新規に契約したリースのうち、1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。

② リース支払額

1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、それ以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(10) 工業用地（従業者30人以上の事業所）

敷地面積は、平成27年12月31日現在において、事業所が使用（借地を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めない。

(11) 工業用水（従業者30人以上の事業所）

事業所内で工業生産のために使用された用水をいい、従業者の飲料水や雑用水を含む。

① 淡水

ア 公共水道

県又は市町によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

- ・工業用水道……飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・上水道……一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給するもの

イ 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水

「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水又は他の事業所から供給を受けた水などである。

エ 回収水

事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

3 主な集計の算式

(1) 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)

+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

(2) 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)

+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

- (消費税を除く内国消費税額(※) + 推計消費税額)

- 原材料使用額等 - 減価償却額

※ 消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(3) 粗付加価値額

= 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)

- 原材料使用額等

(4) 付加価値率 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(5) 原材料率 = $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(6) 現金給与率 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(7) 労働分配率 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$

(8) 1事業所当たり出荷額等

= $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$

(9) 1事業所当たり付加価値額

= $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$

(10) 従業者1人当たり出荷額等

= $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{(\text{個人事業主及び無給家族従業者数}) + (\text{常用労働者年間月平均数})}$

(11) 従業者1人当たり付加価値額

$$= \frac{\text{付 加 価 値 額}}{(\text{個人事業主及び無給家族従業者数}) + (\text{常用労働者年間月平均数})}$$

(12) 常用労働者1人当たり現金給与総額

$$= \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{常 用 労 働 者 年 間 月 平 均 数}}$$

(13) 有形固定資産投資総額

$$= \text{土地の取得額} + \text{有形固定資産（土地を除く。）の取得額} \\ + \text{建設仮勘定の年間増減額}$$

(14) 在庫投資総額

$$= (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} \\ - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) + (\text{原材料及び燃料年末在庫額} \\ - \text{原材料及び燃料年初在庫額})$$

(15) 在庫増減 = (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

4 記号

「-」… 皆無又は該当数値なし

「0」… 端数四捨五入のため単位未満（「0.0」についても同じ）

「△」… マイナスの数値

「x」… 集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。
また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引で判明する箇所は、併せて「x」とした。

5 産業分類

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については、次のとおりである。

本 書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421洋紙製造業、1423機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 産業中分類の略称

産業中分類名	略 称	産業中分類名	略 称
09 食料品製造業	食 料	○21 窯業・土石製品製造業	窯 業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料	○22 鉄鋼業	鉄 鋼
11 繊維工業	繊 維	○23 非鉄金属製造業	非 鉄
○12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材	○24 金属製品製造業	金 属
13 家具・装備品製造業	家 具	●25 はん用機械器具製造業	はん用機械
○14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ	●26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印 刷	●27 業務用機械器具製造業	業務用機械
○16 化学工業	化 学	●28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス
○17 石油製品・石炭製品製造業	石 油	●29 電気機械器具製造業	電 気
○18 プラスチック製品製造業	プラスチック	●30 情報通信機械器具製造業	情報通信
○19 ゴム製品製造業	ゴ ム	●31 輸送用機械器具製造業	輸 送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	32 その他の製造業	その他工業

(注) 産業類型については、○印は基礎素材型産業、●印は加工組立型産業、それ以外は生活関連・その他型産業を示す。

6 その他

- (1) 本書の数値は、県集計の結果に基づくもので、総務省及び経済産業省が公表する数値と相違することがある。
- (2) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。また、比率はそれぞれの公表数値の1桁下を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
- (3) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」及び「付加価値額」については、平成18年以前の数値とは接続しない。

7 調査結果についての照会先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総合企画部統計分析課商工労働統計班
電話（直通）083-933-2654

※本書に記載されている内容については、山口県のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/kougyou/h28kougyou.html>